

# 入札説明書（「社会福祉法人花咲会グループホームひまわり」新築工事）

入札については、入札公告によるほか、この入札説明書により取り扱うものとする。  
この公告の工事は、入札を紙入札方式で行う工事である。

## 1 競争入札に付する事項

別添入札公告の1に掲げるとおり

## 2 入札保証金に関する事項

別添入札公告の8（1）アに掲げるとおり、別添入札公告の3に掲げる事前確認を行い、入札参加資格があると認められた者については入札保証金の納付を免除する。なお、入札参加資格がないと認められた者については、7（14）イに掲げるとおり当該入札に参加できないこととする。

## 3 落札者の決定の方法

別添入札公告の6に掲げるとおり

なお、落札者が決定した場合は、当該落札者に対して書面により落札者決定の通知を行うものとし、契約締結後、社会福祉法人花咲会（愛媛県新居浜市下泉町2丁目7-25。以下同じ。）において入札結果を掲示する。

## 4 調達をする建設工事の仕様その他の明細

別添配布又は閲覧に供する設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）のとおり

## 5 開札に立ち会う者に関する事項

入札者又はその代理人は、開札に立ち会うものとする。

## 6 入札等に関する事項

7（1）に掲げる書類は、別添入札公告の3（3）アに掲げる日時に、持参により社会福祉法人花咲会へ提出すること。

また、7（8）のア及びイに掲げる書類は、別添入札公告の5（1）に掲げる日時に、持参により社会福祉法人花咲会へ提出すること。この場合、入札書及び工事費内訳書は、二重封筒とし、表封筒に入札書及び工事費内訳書在中の旨を朱書し、それぞれ別の中封筒に入れ、それぞれの表に入札件名及び「入札書」又は「工事費内訳書」を表示し提出すること。ただし、別添入札公告の3（5）に掲げる事前確認において、入札参加資格がないと認められた者については、当該入札に参加できない。

## 7 その他必要な事項

### （1）事前確認資料の提出

事前確認には以下の書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（別紙1）

イ 入札参加資格確認資料（別紙2）

### （2）設計業務等の受託者等の入札参加制限

別添入札公告の2（5）に掲げる入札参加資格により、次のア又はイに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 別添入札公告の2（5）に掲げる設計業務等の受託者

イ 次の①又は②に該当する者（別添入札公告の2（5）における「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」）

① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

### （3）入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係に係る入札参加制限

別添入札公告の2（6）に掲げる入札参加資格により、入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合、当該関係がある者が行った入札は無効とする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会

社」という。)である場合は除く。

① 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が再生手続が存続中の会社又は更生会社である場合は除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(4) 配置予定監理技術者(主任技術者)

配置予定監理技術者(主任技術者)は、役職(監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事していたものに限る。)や従事期間(工期の2分の1以上)の基準を満たす従事経験を有するとともに、この工事に専従が可能な技術者(入札参加資格確認日以降、他の工事の現場における建設工事の技術上の管理をつかさどる者として、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項及び第2項の規定により置かれている者でない者。一方、請負予定額が建築一式工事にあつては7,000万円未満の場合は、専任を要しない。)であり、かつ、入札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。

(5) 現場説明会

実施しない。

(6) 設計書等の配布及び閲覧

ア 設計書等の配布を希望する者は、令和3年7月5日(月)から令和3年7月26日(月)の受付時間中(月曜から金曜の午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く。)までをいう。)に、社会福祉法人花咲会に直接申込みを行うこと。

イ 設計書等の閲覧は、別添入札公告の4(1)に掲げる期間に、社会福祉法人花咲会で実施する。

(7) 入札説明書についての質問

ア 入札説明書についての質問は、質問事項を記載した書面を郵送(書留郵便等の配達記録が残るもので、期限の最終日の午後5時までには到着したものに限り)又はFAXにより、別添入札公告の4(4)に掲げる期間内に、指定する場所へ提出すること。

イ 入札説明書についての質問に対する回答は、郵送又はFAXにより質問者に回答するとともに、社会福祉法人花咲会において掲示する。

(8) 入札方法

ア 入札書の様式は様式1のとおりとする。

イ 入札書の提出に際し、入札書に記載される金額に対応し、種目及び科目ごとに金額を記載した工事費内訳書を添付すること。工事費内訳書の様式は、様式2のとおりとする。

ウ 委任状については、入札書と併せて提出すること。委任状の様式は、様式3の内容を具備した自社様式でも可とする。

エ この工事は、愛媛県建設工事低入札価格調査実施要綱(平成19年4月1日施行。以下「低入札要綱」という。)に準じ、調査基準価格を設定しており、この価格を下回る価格で入札を行った者に対して、低入札価格調査を行うこととしている。したがって、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、令和3年8月2日(月)17:00を期限として、指定する資料の持参による提出を求めるので、開札後直ちに準備すること。期限までに資料が提出できない場合、当該入札は失格とするので留意すること。

なお、調査基準価格及び次のオに掲げる失格判断基準の設定のほか、当該調査のための提出資料等、低入札価格調査に係る内容については、次のアドレスに示す愛媛県のホームページ(建設工事の入札・契約に関する規定・お知らせ中「低入札に関する規定・お知らせ」)において確認すること。

(<http://www.pref.ehime.jp/h10950/5737/kitei/index.html>)

オ この工事は、低入札要綱における失格判断基準を適用する。そのため、上記エにかかわらず、設計金額に対し、入札価格の費目別内訳のいずれかが、当該失格判断基準に該当する場合には、当該入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして、失格とする。

ただし、失格判断基準に該当する場合であっても、当該価格となった合理的な理由があると認め

られるときは、失格としないことがある。

(9) 開札後の追加資料の提出

ア 最低価格入札者は、以下の追加資料をFAX又は持参により、別途指定する日時までに速やかに提出すること。

なお、提出がなかった場合は、当該入札を無効とするので、当該追加資料について準備を行った上で入札に参加すること。

また、直近の経営事項審査の結果通知書の写しについて提出を求められた場合は、同様に速やかに提出すること。

① 施工実績及び監理技術者（主任技術者）の従事経験（いずれも、共同企業体受注の場合は出資比率が20%以上のものに限る。また、監理技術者（主任技術者）の従事経験については、監理技術者又は主任技術者としての従事経験のほか、担当技術者又は現場代理人としての従事経験を含む。以下同じ。）を証する書類については、(財)日本建設情報総合センターの工事実績情報システム(コリンズ)の竣工時工事カルテの写しとし、次のイ及びウの内容を確認できるものとする。ただし、過去10年を超えて15年までの間に完成した公共工事については、工事カルテ受領書を添付すること。

なお、過去10年を超えて15年までの間に完成した公共工事に限り、工事請負契約書の写し、発注者の施工証明書、図面等によることができる。ただし、次のイ及びウの内容を確認できるものに限る。

② 監理技術者（主任技術者）の資格等を証する書類

③ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされている者は、民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定の写し

④ 格付け結果通知の写し

イ ア①の施工実績及び監理技術者（主任技術者）の従事経験を証する書類は、工事名、発注者名、工事場所、契約金額、工期、受注形態（共同企業体受注の場合は出資比率を含む。）、工事概要等を証明できるものであること。なお、当該公告において求める施工実績及び監理技術者（主任技術者）の従事経験を上記の工事カルテにより十分に確認できない場合は、設計書、図面等の工事内容を確認できる資料を併せて提出すること。

ウ ア①の監理技術者（主任技術者）の従事経験を証する書類は、従事役職、従事期間を確認できるものであること。

エ ア②の監理技術者（主任技術者）の資格等を証する書類は、次に掲げるとおりである。

① 一級若しくは二級建築士又は一級若しくは二級建築施工管理技士の合格証明書の写し

② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）の写し

③ 監理技術者にあつては、監理技術者講習修了証の写し

④ 健康保険被保険者証の写し等3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を証する書類

(10) 契約保証金

別添入札公告の8（1）イに掲げるとおりであるが、低入札価格調査に係る契約にあつては、契約保証金を請負代金額の10分の3以上とする。

(11) 契約書

この工事の請負契約に使用する工事請負契約書は、社会福祉法人花咲会で配布又は閲覧に供する。

(12) 支払条件

ア 前金払は、請負代金額の100分の5に相当する額以内の額とする。

イ 部分払は出来高に応じて2回を限度として請求できることとする。また、請負代金額の残額については、愛媛県による工事完成検査が完了し、建物の引渡しを受けた日の翌月25日に支払う。ただし、このうち愛媛県補助金相当分については、補助金受領後に支払う。なお、詳細は落札業者と協議する。

(13) 低入札価格調査に係る契約において配置を求める技術者

建設業法第26条第1項又は第2項の規定により監理技術者又は主任技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査に係る契約にあつては、次のとおり技術者の配置を求めるものとし、必要な技術者を専任で配置できないときは、当該入札は無効とする。

ア 同法同条第3項の規定により技術者の専任が義務づけられている請負代金額3,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）の工事にあつては、専任で配置しなければならない監理技

術者又は主任技術者とは別に、同等の要件（技術者の従事経験に係る要件を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置を求めるものとする。

イ 請負代金額 3,500 万円未満（建築一式工事にあつては 7,000 万円未満）の工事にあつては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置を求めるものとする。

(14) その他

ア 落札決定後、請負契約の締結までの間に、当該業者が別添入札公告の 2 に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは請負業者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。

イ 本入札は別添入札公告に掲げるとおり入札後審査型一般競争入札方式により実施するので、別添入札公告の 3 に掲げる事前確認の結果、入札参加資格がないと認められた者については、当該入札に参加できない。

ウ 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上であるときは、直ちにくじで落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員をして、これに代わり、くじを引かせるものとする。

エ この公告の工事は、別添入札公告の 1（6）イに掲げるとおり特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）に基づき、請負者に資力確保措置が義務付けられた工事である為、留意すること。

オ 別添入札公告及び入札説明書に記載のないその他の事項については、愛媛県発注工事の入札制度に準じて取り扱う。